____ 障害の状況により短時間の職場体験実習も対象になりました。





東京しごと財団職場体験実習助成金

東京しごと財団では中小企業等における障害者雇用を促進するため、障害者職場体験 実習事業を実施しています。

この助成金は中小企業等の皆さまが障害者職場体験の実習生を受け入れ、

実習を実施した際に要する諸経費を助成するものです。

対象企業

●本社又は事業所が東京都内にあること。

●申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者※以外の常時雇用する労働者

の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数の合計が300人以下であること。

(特例子会社を除く)

※短時間労働者とは常時雇用する労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

助成額

支給要件

60.000円 (同一年度内の利用は、1企業1回まで)

主な支給要件(下記3点は必須です。助成金の支給にあたっては他にも要件があります。)

- ●申請日以前直近の6月1日現在において、下記の(ア)(イ)いずれかを満たす企業等
 - (ア) 障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等
 - (イ) 雇用する障害者とは異なる障害種別の実習生を受け入れた企業等
- ●都内実習場所において、下記の(ウ)(エ)いずれかを満たす実習であること
 - (ウ) 1日あたり4時間以上かつ5日以上の実習を実施すること
 - (工) 障害の状況から(ウ)の実習が難しい障害者については1日あたり2時間以上かつ5日以上の実習を実施すること
 - ●障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行うこと (原則として職場体験実習受入登録 企業が対象)

申請方法

利用申込書・実習内容の詳細・誓約書を実習開始2週間前までに下記窓口へ提出

〈申請様式ダウンロードのご案内〉

東京しごと財団 障害者就業支援課ホームページ

https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/

ホーム>企業の方へ情報>職場体験実習>東京しごと財団職場体験実習助成事業 のページから必要な申請様式をダウンロードしてご使用ください。

【申請窓口・お問い合わせ先】

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課 コーディネート事業係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

TEL: 03-5211-2682

主な支給要件

本社又は事業所が東京都内にあること。
申請日以前直近の6月1日現在において、短時間労働者以外の常時雇用する労働者の数と短時間労働者(1人を0.5カウント)の数の合計が300人以下であること。(特例子会社を除く)
申請日以前直近の6月1日現在において、次の(ア)、(イ)のいずれかを満たす企業等口(ア)障害者を雇用していない又は法定雇用率未達成の企業等であること。口(イ)雇用する障害者とは異なる障害種別※1の実習生を受け入れた企業等
原則として、財団に配置する障害者雇用支援アドバイザーによる紹介を受けた実習生を職場体験実習に受け入れたこと。なお、実習生は就労支援機関等に利用登録している者であること。
障害者雇用支援アドバイザーの支援を受け、障害特性に配慮した実習を行っていること。
実習後に就労支援機関との実習の振り返り等を行うことにより、質の高い実習の実施となるように工夫を行っていること。
助成金支給申請年度内に、都内実習場所において、実習生1人につき、1日あたり4時間以上かつ5日以上の職場体験実習を実施したこと。 障害の状況から1日あたり4時間以上かつ5日以上の職場体験実習を実施することが難しい 障害者については、1日あたり2時間以上かつ5日以上の職場体験実習を実施したこと。
同一の実習生に関して、国又は地方公共団体等から助成金を受けていないこと。
助成金の支給にあたっては他にも要件があります。詳しくは担当にお問合せください。 ※1. 障害種別は、身体障害・知め障害・特神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害に区分されます。

利用のながれ

STEP1: 実習の決定

STEP2: 実習開始2週間前までに財団指定の書類を提出

STEP3: 実習の実施

STEP4: 実習終了後1ヶ月以内に財団指定の書類を提出

※ただし、実習終了日付が年度末月(3月)の場合は、年度内に書類提出

STEP5:審査後、60,000円を支給

〈申請様式ダウンロードのご案内〉

東京しごと財団 障害者就業支援課ホームページ

https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/

ホーム>企業の方へ情報>職場体験実習>東京しごと財団職場体験実習助成事業 のページ から必要な申請様式をダウンロードしてご使用ください。